

全港湾第41回中央委員会開催 基本給一律2万円の賃金要求で一致団結を



東京都大田区蒲田
5の10の2
全日本港湾労働組合機関紙
(毎月1日発行)
一部20円 (組合員の購読料は組合費の中に含む)
発行責任者
松永英樹



一月三十日から二日間の日程で全港湾の第四回中央委員会を開催した。総勢一五四名が参加し、議長団に東海地方の千頭和達也中央委員、関西地方の谷口利之中央委員を選出、熱心な議論をおこなった。中央委員会では、全港湾の産別最賃統一回答拒否問題、全港湾として初の試みの職種別最低賃金要求の取り扱いなどに議論が集中、延べ三九名から積極的な発言を受けた。開会にあたり、真島中央執行委員長は「全港湾(全港)が引っ張って行く組織。産別最賃統一回答拒否問題が前進しない状態が続いている。二〇春闘において皆でたかう提案ができるか正念場となっている。自動化の問題、格差の問題などもある。これらの問題に対するには企業内に埋没してしまっただけではたかえない。なぜならば、一致団結して春闘で金メダルが取れるような運動を広げてほしい」と呼びかけた。



来賓として訪れた全港湾糸谷中央執行委員長からは「全港湾は皆さん(全港)が引っ張って行く組織。運動の原動力は皆さんしかない。皆さんを中心として港湾に働く仲間がより強固に結集できるかが全港湾の前進にかかっている。全港湾を動かす提案を是非ともまとめていただきたい」との挨拶を受けた。

懸案となってる産別最賃統一要求拒否の問題について、中央委員会の中で集中討議がおこなわれた。中央委員からは「これまで様々な経緯があったが、二〇春闘においても産別最賃は要求すべき」、「一八四、五〇〇円の金額を提示して要求すべき」といった意見や「各地方で個別追認確認したままとなっている一六八、九二〇円を中央で協定化すべき」、「産別最賃の額ではなく業側に回答させることが重要」、「情報共有してきつち

真島委員長は中央委員会及び中央執行委員会での議論を踏まえ、要求額については基本給一律二万円をまとめた。職種別最低賃金については全港湾の統一要求とすることを提案してきたが、様々な意見があり議論不足と判断、

「一要求拒否の問題について、二〇春闘において、産別最賃は要求すべき」、「一八四、五〇〇円の金額を提示して要求すべき」といった意見や「各地方で個別追認確認したままとなっている一六八、九二〇円を中央で協定化すべき」、「産別最賃の額ではなく業側に回答させることが重要」、「情報共有してきつち

りたかうことが重要」、「二月四日の労使協議がまとまらなければ中央労働委員会に救済申請すべき」、「集团的労使関係を残すことが重要、中央労働委員会への申請は留まるべき」、「時間をかけても労使間で解決すべき」、「中労委に申請する」と言ったり労使協議すると言ったりで、経緯が全くわからない、丁寧に説明してほしい」等々の意見が出された。これらの意見を踏まえ、中央委員会としてどうまとめるか、中央執行委員会



千頭和達也中央委員(左)、谷口利之中央委員(右)

～第2回中央執行委員会時、春闘要求額検討資料から掲載～

* 要求金額の設定 ミニマム賃金水準と春闘要求額

人事院「標準生活費」をベースとして・・・

標準的な生活の水準を求めため、「家計調査」(総務庁)等に基づき、標準生計費を費目別、世帯人員別に算定したもの

- * 標準生活費には一時金支出を含まない
- * 各世帯の並数(最も多くの世帯が分布)の値
- * 子供二人とは単に子供が二人いるという試算ではなく生涯を通して 独身⇒結婚⇒第一子⇒第二子という過程を経ての試算

この標準生活費をベースに、労務行政研究所が試算した「年齢別標準生活費」(全国2015年4月・子供2人)の負担費修正値(消費支出+税金・社会保険料)をミニマム賃金水準(賃金最低水準の絶対値)として、

| | | |
|--------------|--------------|--------------|
| 30歳:187,358円 | 35歳:267,821円 | 40歳:295,554円 |
| 45歳:327,062円 | 50歳:368,466円 | |

★ミニマム賃金水準は、最低限の生活をする上で確保すべき賃金水準であるが、港湾分会の労働条件調査結果だけで見ても、41.4歳 272,774円(2018年)で上記ミニマム賃金水準40歳 295,554円に22,780円以上不足している。

現段階では時期尚早と判断し、統一要求から削除したい。全国港湾の産別最賃統一要求額については、二月四日におこなわれる全港湾における労使協議の結果を踏まえ、協議がまとまらなかつた場合は全港湾としては中央
労働委員会へ救済申請を行うよう全港湾に求めたい等々。その上で、職場からたたかう態勢を構築し企業の枠を越えて団結してたかかっていきたいとした。
そして、この総括答弁を受ける最終的な手続き方法を確定するとし、春闘方針案にある手
は統一要求から削除し、春闘方針案から削除することを確認、合わせて、労働関係調整法に基づくストライキの手続きについても、二月三日に厚
修正の上を満場一致で可決、最後に真島委員長の団結
続き方について変更がありうることを確認した。
こうした確認をおこなった上で二〇年春闘方針案(一部修正の上)を満場一致で可決、最後に真島委員長の団結
頑張りうで締めくくった。
(片柳悦正)